

令和2年5月20日

保護者各位

柏市保育運営課長

緊急事態宣言解除後の対応について

日頃より、本市の保育行政にご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、国は、テレビ等で報道されているとおり、令和2年5月21日及び28日頃に緊急事態宣言の解除に係る判断を行うとのことです。

つきましては、本市の保育園等（認可保育園及び認定こども園等）の臨時休園期間は、国の緊急事態宣言の期間と合わせることでありますが、現下の状況を踏まえ、緊急事態宣言の期間が短縮された場合であっても、下記のとおり、臨時休園の期間は5月31日までとし、6月1日から30日までの期間の保育については、登園自粛期間とします。

今後も引き続き感染症対策に努めてまいります。園児同士の接触を完全に無くすことや、新型コロナウイルス感染のリスクをゼロにすることは難しい状況にありますので、ご自宅で保育が可能な日は、登園を自粛していただくようお願いいたします。

また、保育園等において、新型コロナウイルス感染者が確認された場合には、原則として2週間の完全休園（特別保育の実施なし。）を実施することとなり、保護者の皆様の生活にも大きな影響を与えることとなります。園児又は家族が体調不良の場合は、登園を控えるようお願いいたします。

記

1 対象となる保育園等

認可保育園（公立及び私立），認定こども園（2号及び3号認定に限る。），小規模認可保育，事業所内保育（認可に限る。）

※認定こども園の1号認定については，各園の判断となります。

2 登園自粛期間について

令和2年6月1日（月）から30日（火）まで

※令和2年5月31日（日）までは臨時休園となります。

3 5月31日までの特別保育について

これまでの臨時休園と同様に特別保育を実施します。

(1) 特別保育実施の対象（次のいずれかに該当する場合）

ア 保護者が社会生活を維持する上で必要な事業に従事しており，かつ家庭で園児を保育する人がいない場合

イ 家庭での保育が特に困難であると認められる場合

(2) 特別保育利用の手続きについて

(1) に該当し，特別保育が必要となる方は「特別保育利用申立書」（柏市ホームページにも掲載しています。）に必要事項を記入し，特別保育を開始しようとする日の2営業日前までに，各保育園等に提出してください。特別保育実施の要否については，各保育園等で判断します。

※緊急事態宣言解除後に，職場の事業活動再開に伴って出勤しなければならない場合は，特別保育の対象となりますが，休業等によって家庭で保育できる場合には，特別保育の対象にはなりません。

4 6月1日からの保育について

「特別保育利用申立書」の提出は不要ですが，急な生活環境の変化による園児のストレス軽減のため，可能な限り，日数や時間を徐々に増やすなどの段階的な登園をお願いします。

なお，登園に際しては，以下の事項にご留意ください。

(1) 保育園等では新型コロナウイルス感染症対策として，手洗いの徹底や，保育室の使い方，遊び方の工夫をし，園内やおもちゃの消毒を実施します。また，園児の体調の変化を丁寧に観察します。保育園等では可能な限り園児の安全を守る最大限の努力をしますが，抵抗力の弱い低年齢のお子さまの集団生活の場であるため，完全にリスクを回避することはできません。

(2) 登園前には家庭での健康観察を確実にを行い，園児又は家族が新型コロナウイルス感染症が疑われる体調不良の場合は登園をお控えください。また，園児が発熱していた場合は解熱後24時間経過してからの登園をお願いします。

(3) 感染予防には，手洗い等の徹底と十分な休息が必要です。家庭で保育が可能な場合や，お仕事が早く終わった時の早めのお迎えなど皆様のご協力をお願いします。

(4) ご家族の皆様の体調管理にも十分ご留意ください。園児又は家族がPCR検査等を受けられた際は，保育園等にご連絡をお願いします。

5 登園自粛期間の保育料等について

登園自粛期間（6月分）の保育料については，登園を自粛した日に応じて保育料を返還する予定です。給食費については，通常，数週間から1か月前に食材などを発注して，事前に準備をしているため，返還の予定はありません。手続等の詳細は，後日改めてお知らせします。

6 育児休業中又は求職活動を予定していた方について

(1) 令和2年度入園であって育児休業からの復職予定の方

育児休業からの復職期限は，6月末までとなりますが，登園自粛の要請に伴い，育児休業からの復職を7月以降とされる場合は，個別にご相談ください。

(2) 求職活動を予定していた方

当初，6月までに認定期間が終了する予定であった方については，認定期間を3か月間延長（再度認定）します。

7 今後の対応について

本通知は令和2年5月20日時点の対応となります。今後，対応が変わる可能性があります。

8 問い合わせ先

柏市保育運営課

臨時休園及び特別保育について(企画運営担当 04-7128-5517)

保育料等の返還について(入園担当 04-7167-1137)